

鳥取県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年 8 月21日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

理 事	山 崎 信 昭	変 更 前	東伯郡北栄町亀谷366
		変 更 後	東伯郡北栄町大島1041－6